

下農振第 324 号
令和7年 3月 4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊北町大字阿川・栗野地区 (河内集落、飯塚集落、平畠集落、細井集落、安崎集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、中山間地域等で傾斜地が多いという不利な条件を抱え、平場地域と比べて生産条件の格差が多いエリアである。

担い手について、個人の認定農業者と担い手を中心に水稻を基幹とし、高齢農家や後継者不在農地を中心に農地集積し、地域農業の発展に寄与している。

今後ますます、地域内農業者の高齢化及び遊休農地の発生も懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域外からの入り作や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用して仕組みの構築が喫緊の重要な課題である。

一方で、鳥獣害の被害が拡大を抑止すべく、中山間地域等直接支払制度などの補助金等を活用しながら防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にするため、飼料作物、野菜等の生産に取り組みながら、集落の持つ多面的機能の発揮を促進し、現状の維持を図る。

農地の集約を進めつつ、地域内外から希望する新規就農者等農業を担う者を募り、地域全体で集約する仕組みの諸整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、農業を担う者が管理する農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域で他の者が管理する農地は、保全等管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現状、エリア内の5割以上の農地が集積されているが、今後耕作が困難となる自作地が発生した場合は、担い手もしくは地域外からの入り作や新規就農者を確保し管理する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

耕作が困難となった農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

交付金制度を活用し、水路や農道については、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、市、県及びJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

遊休農地発生防止のため、農作業委託を含めた効率化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの目撃や被害発生場所等の情報の共有を図り、侵入防止策やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。なお、侵入防止策の設置にあたっては補助金の活用を検討する。
- ③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の導入を検討する。
- ⑦中山間地域の直接支払制度等を活用した農地の草刈りや耕起を行い、農地を保全管理する。
- ⑩新規・特産化作物の導入方針として、水稻、飼料作物等の土地利用型作物以外に、収益性の高い野菜などの園芸作物の生産に取り組む。